



秘密保持契約書

〇〇〇〇(以下「甲」という)と株式会社トリロジー(以下「乙」という)とは、FX自動売買システムの研究開発(以下「本件開発」という)のために甲が乙に開示する甲の秘密事項の取扱いに関し、次のとおり契約を締結した。

第1条(秘密事項)

本契約において秘密事項とは、文書、図面、その他書類に記載され、もしくは電磁的または光学的に記録された甲の保有する甲の技術上、営業上その他甲の業務上の一切の知識および情報で、甲が乙に開示した時点において甲が秘密として取り扱っているものをいう。ただし、次の各号の一に該当するものを除く。

- (1) 乙が甲より開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- (2) 乙が甲より開示を受けた後に乙の故意又は過失によらず公知となったことを乙が証明できるもの
- (3) 乙が甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者より正当な手段により入手していたことを乙が証明できるもの

第2条(秘密保持義務)

- ① 乙は、秘密事項を厳に秘匿し、甲の事前の書面による承諾なく、これを第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- ② 乙は、前項の甲の承諾を得た場合といえども、当該第三者が本契約上の乙の義務と同等の義務を甲に対して負うことを確約する書面を甲に提出するまでは、当該第三者に対し秘密事項を開示してはならず、当該第三者に秘密事項を開示した後は、当該第三者の甲に対するかかる義務の履行につき、当該第三者と連帯して責を負うものとする。

第3条(使用目的)

乙は、秘密事項を本件開発の目的のためにのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第4条(開示の範囲)

- ① 乙は、秘密事項を、本件開発に従事し、かつ当該秘密事項を知る必要のある乙の役員又は従業員に限り、必要な範囲内でのみ開示することができる。
ただし、乙は、当該役員又は従業員の行為について全責任を負うものとし、かつ当該役員又は従業員に対し、本契約上の乙の義務を遵守させなければならない。
- ② 乙は、前項に基づき乙の役員または従業員に対し秘密事項を開示しようとするときは、事前に当該役員又は従業員の氏名および当該役員又は従業員に開示する秘

密事項の範囲を、書面で甲に通知するものとする。甲に通知した事項を変更する場合も同様とする。

第5条(複写)

- ① 乙は、秘密事項が記載又は記録されたすべての文書、図面その他の書類又は電磁的、光学的記録媒体を、甲の事前の書面による承諾なく複写してはならない。
- ② 乙は、本件開発が完了したとき、または、中止もしくは中断されたとき、あるいは甲の請求があったときは、直ちに秘密事項が記載又は記録されたすべての文書、図面その他の書類もしくは電磁的または光学的記録媒体を、そのすべての写しとともに甲に引き渡すものとする。

第6条(調査権)

甲は、乙の営業時間中いつでも乙の事業所に立ち入り、乙の本契約上の義務の履行状況を調査することができるものとする。

第7条(損害金)

秘密事項が第三者の知るところとなった場合には、乙は甲に対し、金30万円を損害金として支払うものとする。

ただし、乙が本契約上の義務の履行につき懈怠のなかったことを証明したときはこの限りでない。

第8条(有効期間)

本契約は、本件開発が完了し、または中止もしくは中断された後といえども5年間は効力を有するものとする。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都〇〇区丸〇〇町〇丁目〇番〇号
甲 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

大阪府大阪市北区天満2丁目1番27号
乙 株式会社トリロジー
代表取締役 前島 隆志 印